

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法)	北海道	一般財源総額確保と地域経済・雇用対策費の継続・拡充	<p>・地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を十分に発揮するため、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。また、その際には、法定率の引き上げ等により可能な限り臨時財政対策債の発行の縮減を図ること。</p> <p>・歳出特別枠や別枠加算の廃止・縮減等を行わないこと。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保した。</p> <p>法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。</p> <p>なお、別枠加算については、平成28年度において廃止した。</p>
2	(法)	札幌市 (北海道)	社会保障関係経費の増嵩に対応するための地方一般財源総額の確保	<p>地方団体が社会保障関係経費の増嵩に確実に対応し、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方一般財源総額を確保すること。その際は、地方交付税法第6条の3第2項に基づく法定率の引上げによることとし、交付税原資の充実につとめること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。</p> <p>法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>
3	(法)	青森県	地方交付税総額の確保及び歳出特別枠の維持	<p>地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。</p> <p>歳出特別枠を減額する場合も、減額分を人口減少対策等の地方の新たな課題に振り向け、実質的にその総額を維持すること。なお、減額分は単位費用措置分から削減し、地域経済・雇用対策費の総額は維持すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。</p> <p>歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。</p>

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(法)	神奈川県	地方の一般財源総額の確保	<p>社会保障政策は、本来、国が責任を持って実施しなければならないものであり、政府の責任において確実に財源措置がなされるよう、法定率の見直し等により交付税総額を安定的に確保すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。</p> <p>法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>
5	(法)	京都市 (京都府)	地方交付税総額確保及び法定率の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の財政需要を的確に見込み、大都市特有の財政需要を反映させ必要額を確保すること。</li> <li>・国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきでなく、歳出特別枠を維持すること。</li> <li>・年度途中における地方公務員の給与改定影響額を適切に反映すること。</li> <li>・臨時財政対策債は廃止し、財源不足の解消は地方交付税率の引上げによって対応すること。</li> </ul>	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。</p> <p>また、基準財政需要額の算定にあたっては、昼間流入人口などを指標とした割り増しや政令市・中核市の行政権能の違いを反映するなど、大都市特有の財政需要についても適切に算定している。</p> <p>歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。</p> <p>年度途中における人事院勧告等を踏まえた地方公務員の給与改定については、その影響額と地方財政計画に計上した追加財政需要額等を考慮し適切に対応している。</p> <p>法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(法)	大阪市 (大阪府)	法定率引上げ及び基準 財政需要額における標 準行政経費の精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方交付税の本来の役割である財源保障機能が適切に発揮されるよう、早急に法定率の引上げによって対応すること。</li> <li>・法定受託事務をサービス供給量の意思決定者である国が決算額に対して全額負担することとしたうえで、留保財源率を上げるとともに、当該事務に係る需要額を算定対象から除外し、国費による全額負担までに間については、交付税において当該事務に係る需要額と実際の決算額の差が生じることのないよう精算等の措置を行うこと。</li> </ul>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、地方交付税は、地方交付税法に定める目的のとおり、全国の各地方団体が、法令で義務付けられた事務をはじめ、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障するという極めて重要な役割を担うものであり、法定受託事務かどうかに関わらず、地方財政法第11条の2等の規定に基づき、地方負担については適切に基準財政需要額等に算入しているところ。</p> <p>今後とも、このような財源保障機能が発揮されるよう、必要な地方交付税総額を安定的に確保するとともに、適切な基準財政需要額の算定に努めてまいりたい。</p>
7	(法)	徳島県	地方交付税の総額確 保・機能充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別枠加算の継続と法定率の見直しにより、地方交付税総額及び一般財源総額を確保すること。</li> <li>・まち・ひと・しごと創生事業費のさらなる充実を図ること。</li> <li>・「骨太方針2015」における地方交付税の改革については、地方交付税の財源保障機能を損なうことのないよう適切に対処すること。</li> </ul>	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。</p> <p>法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>なお、別枠加算については、平成28年度において廃止した。</p> <p>まち・ひと・しごと創生事業費については、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度においても、引き続き1兆円を確保することとしている。</p> <p>基本方針2015における地方交付税の改革については、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組むこととしている。</p>

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・**市町村分** ]

[ **総括**・需要・収入 ]

[ **総括的事項** ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(法)	市原市 (千葉県)	精算制度及び減収補填 制度の拡充	課税実績との乖離が生じた際、精算制度を一部の税目に設けているが、精算制度を設ける税目の拡充をすること。 具体的には、地方消費税交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金に対して制度の拡充を行うこと。	以下の理由により採用しない。  算定額と課税実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金については、いずれも年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算定していることから、精算制度を導入することは適当ではない。
9	(法)	国立市 (東京都)	交付税原資の税目及び 税率等における制度改 正	地方法人税は各自治体の自主財源とし、他の交付税原資の交付税率を上げる等の改正をすること。	以下の理由により採用しない。  法人住民税の国税化については、消費税率の引上げに伴う地方消費税の充実にあわせ、地域間の財政力格差が拡大することがないよう、偏在性の大きい法人住民税法人税割の一部について国税化し、その税込額を地方交付税の原資に充てるとともに、不交付団体の減収分を活用して地方財政計画に歳出を計上するもの。 法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
10	(法)	神奈川県	留保財源の見直し	留保財源の見直しは、市町村財政に大きな影響を及ぼすことから、慎重な検討をすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  留保財源率の見直しについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。
11	(法)	高知県	基準税率(留保財源 率)の見直し	基準税率を引上げる(留保財源率を引き下げる)ことにより、地方交付税の財源保障・財源調整機能をより強化すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  留保財源率の見直しについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(法)	大阪市 (大阪府)	トップランナー方式導入による基準財政需要額への算入状況及び算出方法等の明示	地方団体の実情を斟酌することなく一律に地方の歳出削減が断行されてしまうと、住民生活の安心・安全を確保するための標準的な行政サービスの確保が困難になる。今後、トップランナー方式を進めるにあたっては、全国における一部・全部別委託状況の明示や地方の現状把握などトップランナー方式の妥当性の検証結果を開示して進めること。	採用する。  地方団体における民間委託等の実施状況については、「地方行政サービス改革に係る取組状況等に関する調査」により毎年度把握・公表することとしているとともに、トップランナー方式の導入に当たっての考え方については、総務省ホームページにおいて公表しているところであり、引き続き適切な公表に努めてまいりたい。
13	(法)	紀の川市 (和歌山県) 島根県全市町村 (19団体) 島根県 高知県 大牟田市 (福岡県)	トップランナー方式	トップランナー方式について、地域の実情に配慮するとともに、平成29年度の対象業務の拡大については慎重に対応すること。	採用する。  トップランナー方式の導入に当たっては、地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を考慮するとともに、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。 また、平成29年度においては、業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、青少年教育施設管理及び公立大学運営について、新たにトップランナー方式を導入し、図書館、博物館、公民館、児童館等管理及び窓口業務については、導入を見送ることとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
14	(法)	高知県	歳出特別枠の維持	地域経済基盤強化・雇用等対策費の規模を維持すること。	一部採用する。 歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。
15	(法)	高知県	「まち・ひと・しごと創生事業費」の事業費の確保	「まち・ひと・しごと創生事業費」の事業費を確保すること。	採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度においても1兆円を確保した。 地方創生は実際に取り組むはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。
16	(法)	鯖江市 (福井県)	人口に係る単位費用の拡充	平成28年度においては、包括算定経費(人口)等人口を測定単位とする費目の単位費用が減額となっているため、人口増加に向けて様々な施策を推進し、努力を行い、人口の増加という結果に結びついている自治体における基準財政需要額が減額となっている。 各種政策により人口増加という成果があった自治体への財政措置についても基準財政需要額へ算入すること。	一部採用する。 意見の趣旨が必ずしも明らかではないが、単位費用は、標準団体において、合理的かつ妥当な水準により行われる行政に必要な経費を基礎として決定されるものである。 人口減少等特別対策事業費の算定に当たっては、まち・ひと・しごと創生の取組の成果として、人口増減率、転入者人口比率等の指標について、全国と比較して改善度合いが大きい団体の需要額を割増しており、ご指摘の趣旨に沿った算定も行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 小・中学校費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(法)	福知山市 (京都府) 尼崎市 (兵庫県) 豊後高田市 (大分県) 沖縄県 金武町 (沖縄県)	小学校、中学校及び幼稚園の空調設備に係る維持管理費の交付税措置	小学校、中学校及び幼稚園の空調(冷房)設備に係る維持管理費について交付税措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校施設における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。
18	(法)	九重町 (大分県)	特別支援教育支援員に係る積算額の増額	小学校及び中学校における特別支援教育支援員に係る積算額を増額すること。	一部採用する。 特別支援教育支援員に係る経費については、実態を踏まえて給与単価の見直しを行い、特別支援教育支援員の配置実績に応じて支援員の措置人数を増員した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(法)	大阪府 広島県 長崎県	福祉事務所を設置する 町村に対する普通交付 税での措置	福祉事務所を設置している町村については、特別交付税において措置されているが、普通交付税での措置とすること。	採用する。  福祉事務所設置町村における生活保護の実施、児童扶養手当の支給等に係る経費については、平成29年度から普通交付税で措置する。
20	(法)	さぬき市 (香川県)	児童虐待防止対策に係 る経費の基準財政需要 額算入額の拡充	社会福祉費(児童福祉費)及び生活保護費(社会福祉事務所費)における基準財政需要額の算定において、児童虐待防止対策に係る経費の算入額を拡充すること。	採用する。  児童虐待防止対策に係る経費については、社会福祉費において、国の予算措置状況等を踏まえて拡充を行っている。
21	(法)	高知県	消費税率の引上げを待 たずに実施する子育て 支援の充実策に伴う地 方負担増への財政措置	消費税率の引上げを待たずに実施する子育て支援の充実策(保育士の処遇改善等)に伴う地方負担増について、経費を基準財政需要額に算入するとともに、段階補正等により小規模団体へ配慮すること。	採用する。  「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士等の処遇改善に係る地方負担額については、必要な経費を地方財政計画に計上したうえで、その全額を基準財政需要額に算入する。 保育所に係る施設型給付に要する経費については、すでに、利用定員が少ない施設ほど子ども一人当たりにより要する経費が割高になることを踏まえ、適切に補正を講じている。



(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 高齢者保健福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法)	大阪市 (大阪府)	老人医療費(後期高齢者医療事業会計に係るもの)の単価差を反映する密度補正の新設	老人医療費の決算額と基準財政需要額との乖離を解消するため、医療費単価との相関関係が見られる10万人当たり病床数※による密度補正を新設すること。 ※10万人当たり病床数=病床数(病院報告より)÷人口(国勢調査人口より)×100,000人	以下の理由により採用しない。  地域間における医療費単価差の要因は一様ではなく、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、病床数等の各団体の実態を反映することは適切ではない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 清掃費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
23	(法)	伊丹市 (兵庫県)	廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係るダイオキシン類の濃度及び含有率の測定経費	労働安全衛生法令の規定により、廃棄物の焼却施設の作業場においては、定期的にダイオキシン類の濃度の測定を実施しなければならないとされており、当該ダイオキシン類の濃度の測定に要する経費について、所要の財政措置を講じること。	一部採用する。  廃棄物の焼却施設において労働安全衛生法令に基づき実施するダイオキシン濃度の測定に要する経費については、焼却炉等の維持補修費等として単位費用に算入されている。 また、焼却炉等の維持補修費等については、平成29年度において単位費用を上げている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 農業行政費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(法)	青森県	単位費用の充実	交付税措置と決算額・職員数を比較すると乖離が大きいため、単位費用を充実すること。	採用する。 合併により、面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、農業費において職員数や農道の補修に係る経費等の充実を図った。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 商工行政費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法)	京都市 (京都府)	観光地特有の財政需要を反映させるための補正係数の見直し	商工行政費について、観光都市特有の財政需要を、的確かつ公平に反映するため、「全国観光入込客統計」等の観光客数を適切に反映できる調査結果を用いた密度補正を創設すること。	以下の理由により採用しない。  交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な統計数値であることを要するが、「全国観光入込客統計」は市町村単位の公表数値が存在しないことから、現時点で交付税算定に用いることは困難である。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費・包括算定経費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(法)	京都市 (京都府)	包括算定経費・地域振興費等の需要額の確保	28年度の需要額算定において、包括算定経費及び地域振興費が対前年度比で大幅な減になっており、このような幅広い分野を網羅する費目において、大幅な減少が生じないよう、必要な総額を確保すること。	一部採用する。  平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(法)	流山市 (千葉県)	情報セキュリティ対策 関連経費	情報セキュリティ対策関連経費を 適正に算定すること。	採用する。 情報セキュリティ対策に要する経費については、平成28年度地方財政計画において重点課題対応分として単位費用により措置したところであるが、平成29年度においては市町村における情報セキュリティ対策に係る措置額を増額している。
28	(法)	伊丹市 (兵庫県)	自治体情報セキュリ ティ強化対策事業に係 る単位費用積算	自治体情報セキュリティ強化対策 事業に係る財政措置の積み増しをす ること。	採用する。 情報セキュリティ対策に要する経費については、平成28年度地方財政計画において重点課題対応分として単位費用により措置したところであるが、平成29年度においては市町村における情報セキュリティ対策に係る措置額を増額している。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(法)	野田市 佐倉市 (千葉県) 国立市 (東京都)	臨時財政対策債の廃止 及び過年度発行分の臨時 財政対策債元利償還 金の全額保障	臨時財政対策債の廃止及び過年度 発行分の臨時財政対策債元利償還金 を全額保障すること。	一部採用する。  法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行ったが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではない状況である。 今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしているもの。
30	(法)	旭市 (千葉県) 観音寺市 (香川県) 高知県	臨時財政対策債の廃止 及び交付税率の引上げ	臨時財政対策債の廃止及び交付税率 の引上げにより総額を確保すること。	一部採用する。  法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行ったが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではない状況である。 今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
31	(法)	尼崎市 (兵庫県)	臨時財政対策債の縮減 と地方交付税の総額確保	税収の増加により「折半対象財源 不足」が解消された場合、既往債の 元利償還金分についても、臨時財政 対策債の更なる発行ではなく地方交 付税として措置すること。また、今 後においても、臨時財政対策債償還 金の増によりその他の基準財政需要 額が圧縮されることのないようにす ること。	一部採用する。  平成29年度から平成31年度までの間においては、地方の財源不足については、国と地方が折半して補填することを基本としており、地方負担分については臨時財政対策債の発行により対処することとしている。そのため、臨時財政対策債の償還は地方団体が行うこととしており、財源不足が生じる平成29年度は臨時財政対策債の発行により対処することとした。 また、臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。
32	(法)	下松市 (山口県)	臨時財政対策債の在り 方	法定五税の税率、地方交付税率の 引上げ等により、財源不足に対応す ること。 地方財政の健全性を損ねる本措置 を廃止し、平成12年度までの措置 のように、基本的に財源不足は交付 税特別会計で対応すること。	一部採用する。  法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行ったが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではない状況である。 今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 また、平成12年度までのいわゆる特別会計借入方式は、「個々の地方公共団体にとっては交付税の総額の設定の課程で整理されるものであるため、地方公共団体や住民に借入の実態がわかりにくいこと」、「国の予算上においても特別会計借入は、国の財政実態をわかりにくくしていること」等の問題が指摘されていたため、平成13年度より「国負担分は一般会計からの繰入」、「地方負担分は個々の団体の特例地方債発行」という方式により財源不足を補填することとし、国と地方の役割分担の明確化、財政の透明化等を図ることとしたものである。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 所得割 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(法)	千葉市 (千葉県) 下松市 (山口県) 大牟田市 (福岡県)	市町村民税所得割における精算制度の拡充	市町村民税所得割について、前年度における過大算定額又は過少算定額の精算制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。  精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていないところである。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定においては、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。
34	(法)	船橋市 (千葉県)	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補填措置	ワンストップ特例制度を利用した分の個人住民税については、100%補填されるようにすること。	以下の理由により採用しない。  ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 法人関係税 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(法)	大阪市 (大阪府)	地方法人税創設に伴う 法人税割減収額の基準 財政収入額への適切な 算定	不交付・交付団体間の財政力格差の偏在是正を徹底し、交付団体間で財政調整が行われることなく、地方法人税創設の影響により交付団体の一般財源が縮小しないよう、法人税割減収額については、その100%を基準財政収入額へ適切に算入すること。	以下の理由により採用しない。  法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税は、留保財源分も含めてすべて交付税原資化されており、地方の財源を減少させているものではない。 また、地方財政計画により必要な一般財源額を確保した上で適切に普通交付税の算定を行っているところであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講じることは考えていない。